

介護老人福祉施設契約書

(目的)

第1条 特別養護老人ホームいこいの森（以下「事業者」という。）は、要介護状態と認定された入居者（以下「入居者」という。）に対し、介護保険法等関係法令の趣旨にしたがって、施設において入居者がその有する能力に応じ自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(契約の有効期間)

第2条 この契約の有効期間（入居期間）は、令和____年____月____日から1年間とします。

2 入居者又は代理人が有効期間満了の14日前までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。この場合において、更新後の有効期間は1年間としそれ以降も同様とします。

(代理人)

第3条 入居者は、代理人を選任してこの契約を締結することができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 入居者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(連帯保証人)

第4条 入居者又は代理人は、この契約締結に当り、連帯保証人を立てるものとします。ただし、連帯保証人を立てる事ができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 連帯保証人は入居者及び代理人と連帯して次の責任を負います。

- (1) 入居者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- (2) 契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
- (3) 入居者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。
- (4) 利用料の未納がある場合、入居者に代わって債務を保証すること。
- (5) 前号の入居者の債務保証については、極度額 50 万円を限度とする。
- (6) 連帯保証人が負担する債権の元本は、入居者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- (7) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての責務の額等に関する情報を提供する。

(施設サービス計画等)

第5条 事業者は、入居者の心身の状況及びその意向を踏まえて施設サービス計画書を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。施設サービス計画書を作成した場合には、入居者又は代理人に説明し、書面による同意を得た上でその写しを交付します。

2 事業者は、原則として6か月に1回及び要介護度の更新もしくは入居者又は代理人の要請等に応じて施設サービス計画を変更します。

3 事業者は、施設サービス計画書を変更した場合には、入居者又は代理人に対してその内容を説明し、書面による同意を得るものとします。

(入院期間中の取り扱い)

第6条 事業者は、入居者が入居期間中に医療機関に入院した場合であって、入院の日から3カ月以内に施設に復帰することが見込まれるときは、入退院の手続きその他必要な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除いて、退院後、円滑に再入居できるようにします。

(サービス提供の記録等)

第7条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた施設サービス提供記録書等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。

2 事業者は、施設サービス提供記録書等の書面を作成した後2年間これを保存し、入居者又は代理人の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(利用料等)

第8条 入居者又は代理人は、事業者に対し、重要事項説明書に掲げる介護老人福祉施設サービスの負担金及び居住費、食費その他の利用料を支払うものとします。

2 事業者は、利用料を改定したときは、入居者又は代理人に対してその旨を通知し、本契約の継続について確認するものとします。ただし、介護保険法等の法令改正により負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに入居者又は代理人に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

(利用料等の滞納)

第9条 入居者又は代理人は、利用料を請求書が発行された月の末日までに支払うものとし、翌月の請求書発行時に支払いが確認できない場合は、事業所は、再度入居者又は代理人に催告するものとします。

2 入居者又は代理人が、正当な理由なく利用料の支払いを完了しない場合は、事業者は文書によりこの契約を解除することができるものとします。

3 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、入居者又は代理人、市町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保及び入院手続等に協力し、必要な調整を行うよう努めるものとします。

(身体拘束の禁止)

第10条 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するためや緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2 事業者は、前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行う場合には、入居者又は代理人に対し、事前に制限の根拠及び内容を十分に説明し、その内容について速やかに書面で同意を得ます。

3 事業者は、直ちにその日時、態様、入居者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

(入居者からの契約解除)

第11条 入居者又は代理人は、契約の期間中いつでも、本契約解除の意思表示をすることにより、当施設を退居することができます。この場合には、入居者又は代理人は、退居を希望する日の7日前までに、事業者へ通知するものとします。

(事業者からの契約解除)

第12条 事業者は、次の場合において、入居者又は代理人に対し、その理由を記載した文書を交付することにより、契約を解除することができます。

(1) 入居者が、要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。

(2) 入居者が、要介護認定において要介護1又は要介護2と認定された場合。ただし、以下の要件に該当すると判断された方については特例的に入居を継続できる場合があります。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (3) 入居者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合。
- (4) 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化するなど、当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合。
- (5) 現に入院期間が 14 日となった場合。ただし、直近で退院日が決まっている場合を除く。

なお、この入院による契約の解除があった場合でも、入居者が入院後 3 カ月以内に退院することが見込まれる場合は、退院後も再び施設に優先的に入居することができます。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

(緊急時の対応)

第 13 条 事業者は、サービスの提供に際して入居者のけがや体調の急変があった場合には、医師、代理人への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 事業者は、業務上知り得た入居者・代理人及びその家族等の個人情報については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書によりあらかじめ入居者又は代理人の同意を得た場合には、市町村、医療機関、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

(損害賠償)

第 15 条 事業者は、サービス提供にあたって、入居者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の責に帰さない事由による場合は、この限りではありません。

(苦情対応)

- 第 16 条 入居者又は代理人は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、入居者又は代理人が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをいたしません。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、入居者又は代理人と事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第 18 条 この契約に関して訴訟となる場合は、入居者の住所地を管轄する裁判所を第 1 審管轄裁判所とします。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、各自が署名押印の上、入居者又は代理人と事業者が1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

入 居 者 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

住 所

氏 名 印

代 理 人 私は、入居者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所

氏 名 印 続柄（ ）

勤務先

連帯保証人 私は、以上の契約につき説明を受け、連帯保証人としての責任について理解しました。

住 所

氏 名 印 続柄（ ）

勤務先

事 業 者 私は、入居者の申し込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

特別養護老人ホームいこいの森

（事業者番号0370400483）

住 所 岩手県奥州市水沢羽田町字水無沢497番1

管理者 施設長 佐 藤 英 樹 印